

資料－1

令和5年5月10日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

ソデイカ漁業に係る委員会指示について（協議）

ソデイカ漁業に係る委員会指示について

【制定の経緯】

年月日	内 容 等
H6. 8. 26	沖縄海区漁業調整委員会において、ソデイカ漁業に係る委員会指示発出
H6. 12. 15	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄海区と同様の規程が必要との意見
H7. 3. 3	大島群島南部5漁協漁業者有志からソデイカ漁に対する要望書提出 【意見の概要】 ソデイカ資源保護のため ・大型沖縄漁船の奄美海区における操業禁止、はえ縄漁業の禁止 ・旗流し漁業の旗数の制限
H7. 3. 17	奄美大島海区漁業調整委員会において、当海区における委員会指示の発出について協議→沖縄県並みの指示を発出することを決定
H7. 6. 16	奄美大島海区漁業調整委員会において、当海区における委員会指示案の内容等について協議。併せて関係者の意見を聴く公聴会を開催
H7. 7. 31	ソデイカ漁業に係る委員会指示を発出 以後概ね有効期間3年間
H21. 5. 21	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄県において旗流し漁業の旗数の制限変更等の動きがあったため、指示の有効期間を1年間とする。
H22. 5. 21	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄と指示内容を合わせるため、旗流し漁業で使用する旗数を1隻当たり30本以内を50海里以内は30本、50海里以遠は50本に改める。指示の有効期間を1年間とする。
H23. 5. 20 H24. 5. 24 H25. 5. 17	奄美大島海区漁業調整委員会において、指示の有効期間を1年間とする。
H26. 4. 17	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄県の禁漁期間の延長等の動きが沈静化したため、指示の有効期間を3年間とする。
H29. 6. 9 H30. 5. 15	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄県の禁漁期間の延長等の動きが流動的であったため、指示の有効期間を1年間とする。
R元. 5. 10	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄海区と同様に現行の継続意見が多かったため、指示の有効期間を1年間とする。
R2. 5. 27 R3. 5. 28	奄美大島海区漁業調整委員会において、現行の継続意見が多かったため、指示の有効期間を1年間とする。
R4. 6. 10	奄美大島海区漁業調整委員会において、資源保護の観点等から禁漁期間を1か月延長し、6～10月と改める。指示の有効期間を1年間とする。

【沖縄県の状況】

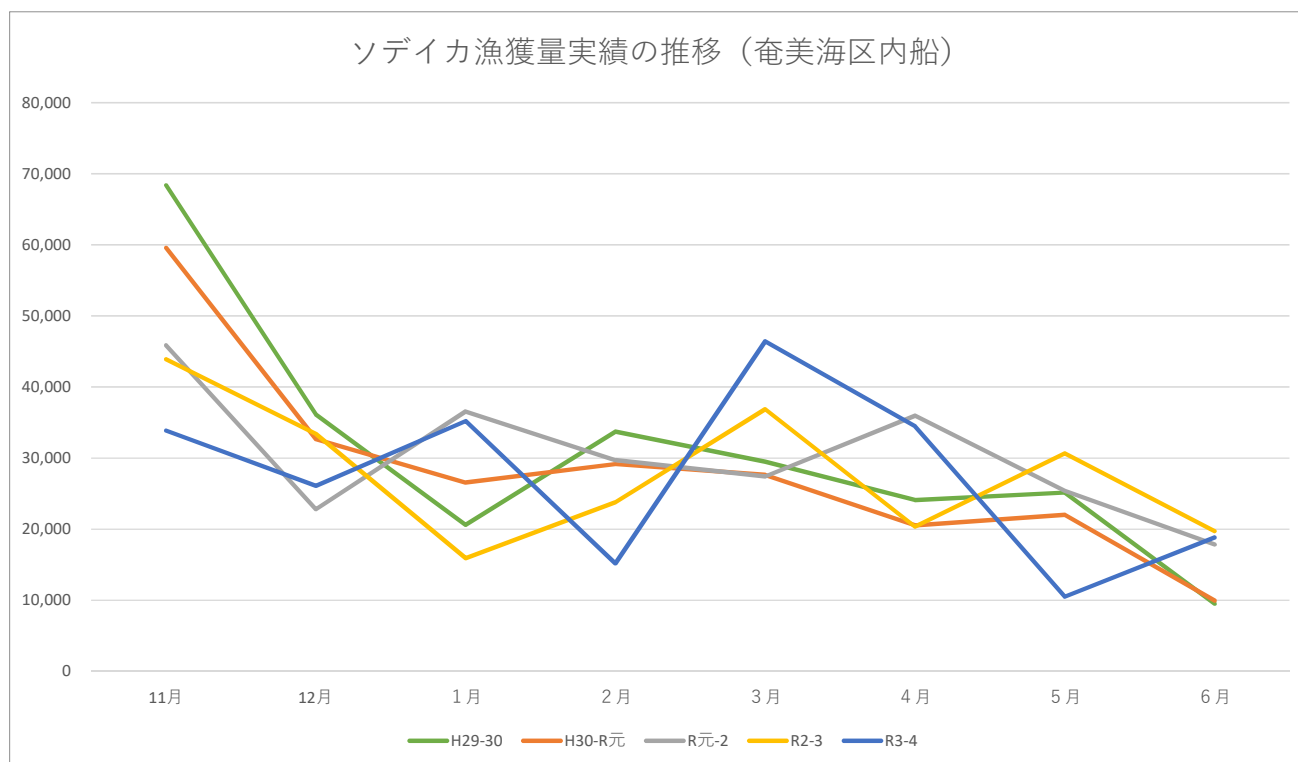
委員会 開催日	審 議 内 容
R4. 6. 10	令和4年9月末に現在のソデイカの委員会指示の期限が切れるため、新たな委員会指示の発動に向け、今後の作業内容とスケジュールの事務局案について説明を行った。
R4. 7. 8	10月から発動する新たな委員会指示を策定するための漁協や漁業者等の関係者の意向を調査するアンケートの実施と内容について事務局案を提示したところ、委員からの意見を汲取り、事務局と会長での調整を行った上で実施することとなった。
R4. 8. 19	ソデイカ委員会指示の発動に向けたアンケートの結果、現行の漁期（12～5月）の継続を希望した漁業者が53%、それに次ぐのが11～5月で31%であった。漁具（旗数）は65%が現行のままを希望していることが分かった。 委員からは、属性なども含めた詳細な分析を要求されたことから、次回の委員会で詳細な分析結果を提示することとした。
R4. 9. 10	現在の委員会指示は、令和4年9月30日をもって有効期限が終了するため、新たな委員会指示を発動する必要がある。各漁協、漁組あてアンケート結果を踏まえた委員会指示は、原案（禁漁期間：6～11月、はえ縄漁禁止）のとおり承認された。

ソデイカ漁獲量実績（平成29年～令和4年：月別）

（単位：kg）

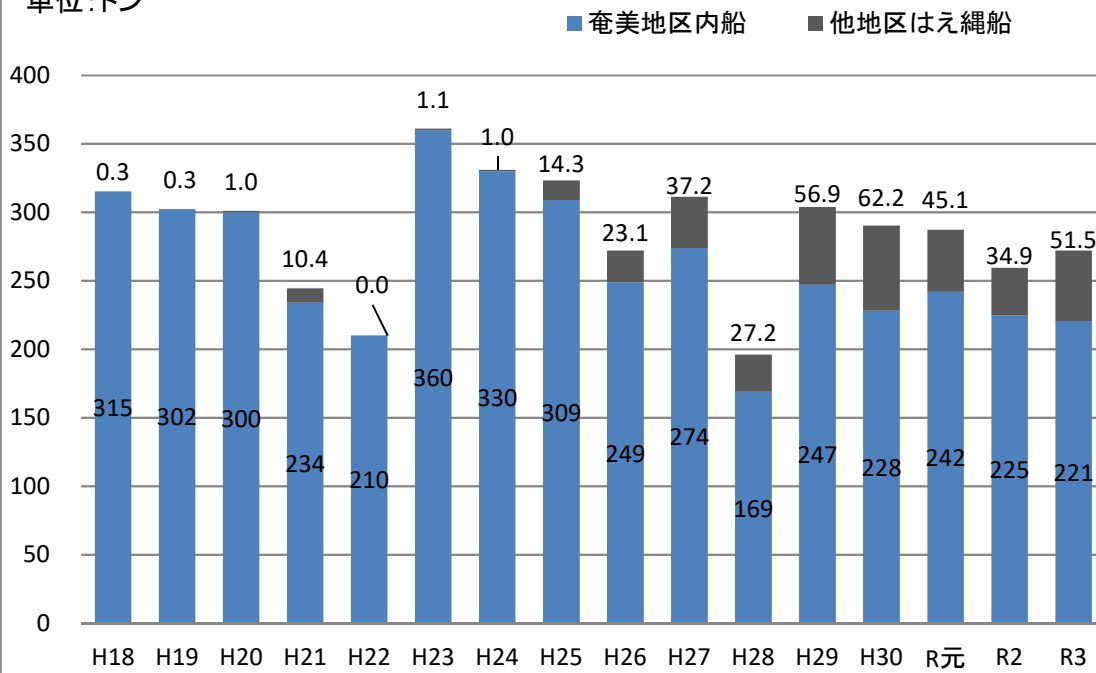
年		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	計
H29-30	奄美海区内船	68,390	36,135	20,614	33,749	29,509	24,094	25,142	9,523	247,156
	海区外船	5,152	12,342	422	11,741	16,933	7,013	3,265	0	56,867
	計	73,542	48,477	21,036	45,490	46,442	31,107	28,407	9,523	304,023
H30-R元	奄美海区内船	59,582	32,693	26,563	29,159	27,648	20,542	22,019	9,940	228,145
	海区外船	7,239	7,461	6,567	13,990	15,897	3,800	4,460	1,735	61,149
	計	66,821	40,154	33,130	43,149	43,544	24,342	26,479	11,676	289,294
R元-2	奄美海区内船	45,872	22,808	36,551	29,735	27,406	35,968	25,413	17,847	241,600
	海区外船	5,859	4,843	3,004	3,961	13,148	9,154	3,879	1,279	45,127
	計	51,732	27,651	39,555	33,697	40,553	45,122	29,292	19,126	286,727
R2-3	奄美海区内船	43,900	33,409	15,926	23,816	36,877	20,346	30,683	19,723	224,678
	海区外船	0	9,368	1,364	9,677	4,060	6,445	3,420	559	34,893
	計	43,900	42,777	17,289	33,493	40,937	26,791	34,103	20,281	259,571
R3-4	奄美海区内船	33,852	26,100	35,207	15,195	46,448	34,491	10,498	18,856	220,646
	海区外船	5,135	14,294	4,574	9,281	10,940	4,415	2,670	150	51,459
	計	38,987	40,394	39,781	24,476	57,388	38,906	13,167	19,006	272,105

（単位：kg）



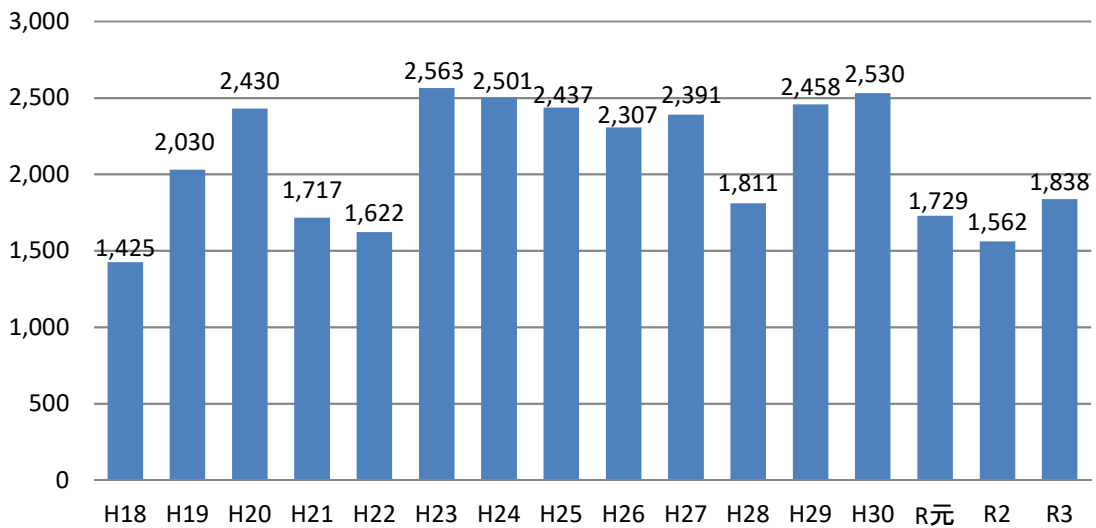
奄美海区ソデイカ漁獲量

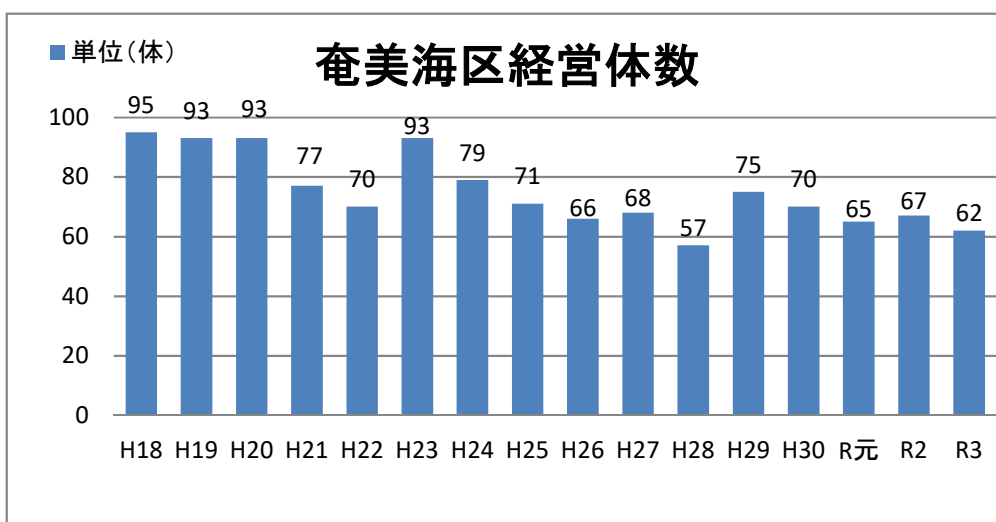
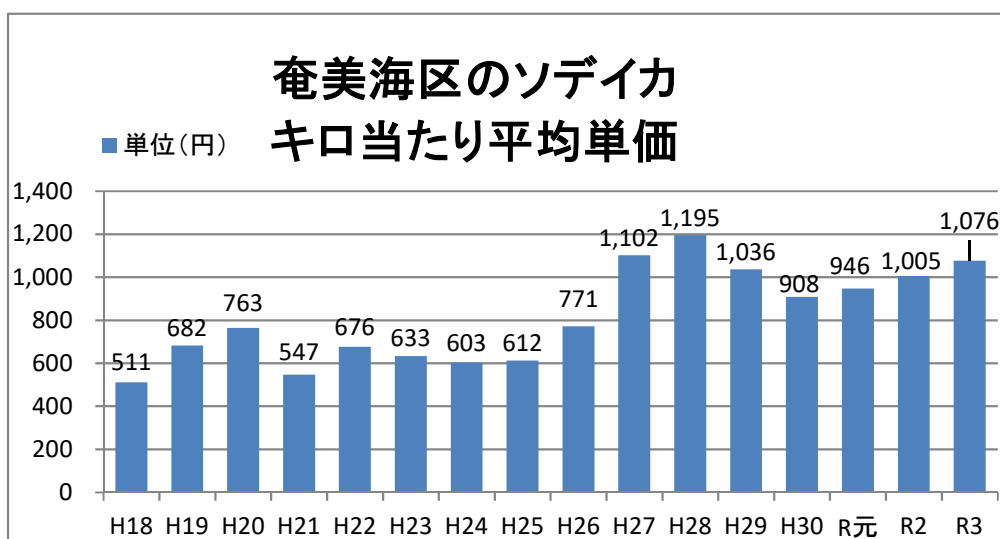
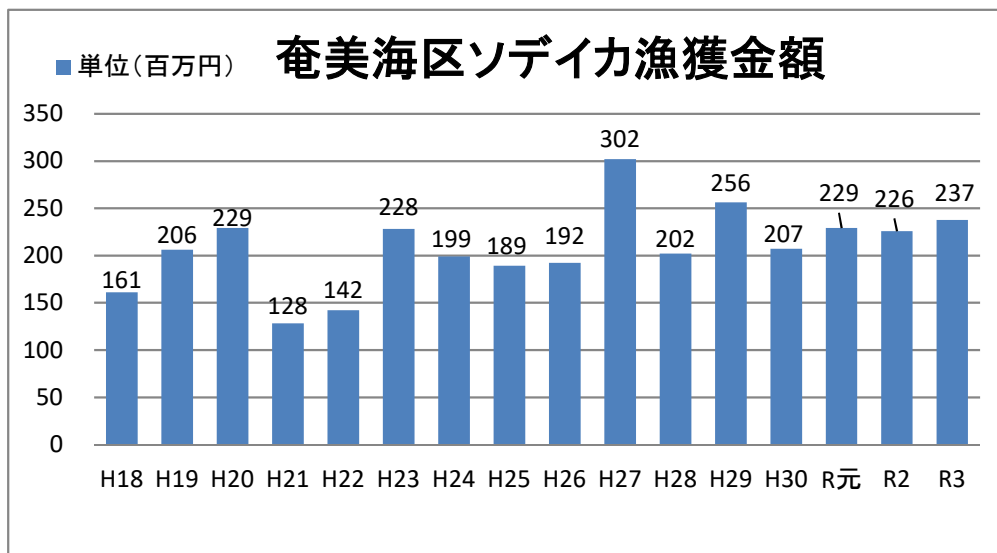
単位:トン



沖縄県ソデイカ漁獲量

■ 単位(トン)





ソデイカ漁業に係る委員会指示についての 管内各漁協へのアンケート内容

※ アンケートの冒頭に、「現状」について記載し、その内容について目を通していただいた上で、設問1～4に回答いただく形式とした。

現状

- ・ 奄美大島海区では、R4.6.21付けで、ソデイカの禁漁期間を従来の7～10月から前1ヶ月を延長し、「6～10月」とした。
→ 事務局としては、昨年、ソデイカの禁漁期間を変更したばかりであり、当面、同じ禁漁期間とし、禁漁期間変更の影響を引き続き確認する必要があると考えている。
- ・ 沖縄地区では、R元.9.27付けで、ソデイカの禁漁期間を従来の7～10月から前後1ヶ月ずつ延長し、「6～11月」とした。
- ・ 奄美大島海区及び沖縄海区のソデイカ漁に係る漁具の制限内容（ソデイカ旗流し漁における旗及び旗竿の本数、並びにソデイカ旗流し漁及びソデイカはえ縄漁における擬餌針の本数への制限）は同一。
→ 事務局としては、資源管理の観点から引き続き同様の制限内容とし、指示の遵守について周知を図っていくことを考えている。

設問1 禁漁期間について

(1) 禁漁とすべきと考える期間について

- (ア) 現行の禁漁期間（6月～10月）のままで良い。
- (イ) 後1ヶ月を延長し、（沖縄海区と同じく）6月～11月を禁漁期間とすべき。
- (ウ) 以前と同じ禁漁期間（7月～10月）に戻すべき。
- (エ) 上記ア～ウのいずれでもなく、（ 月～ 月）を禁漁期間とすべき。

(2) (1) を選んだ理由

設問2 ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業で使用する漁具の制限について

- (1-1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
 - (ア) 現行の30本以内で良い。
 - (イ) 現行の制限を（ 本以内）に見直してほしい。
 - (ウ) 本数制限を撤廃してほしい。
- (1-2) 上記（1-1）を選んだ理由

(2-1) 最大高潮時海岸線から50海里を越える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

(ア) 現行の50本以内で良い。

(イ) 現行の制限を（ 本以内）に見直してほしい

(ウ) 本数制限を撤廃してほしい。

(2-2) 上記（2-1）を選んだ理由

(3-1) ソデイカはえ縄漁業で使用する擬餌針等の数は、1隻当たり350針以内とする。

(ア) 現行の350本以内で良い。

(イ) 現行の制限を（ 本以内）に見直してほしい

(ウ) 本数制限を撤廃してほしい。

(3-2) 上記（3-1）を選んだ理由

設問3 ソデイカはえ縄漁業の操業区域の制限について

(1) 「最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。」と制限されている現行の制限について

(ア) 現行の50海里以内操業禁止のままで良い。

(イ) 現行の制限を（ 海里以内）に見直してほしい

(ウ) 制限を撤廃してほしい。

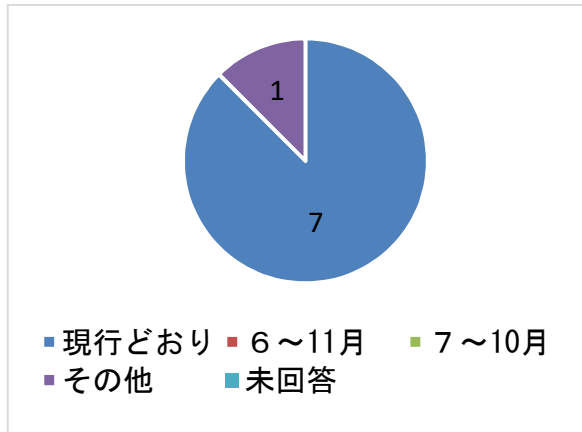
(2) 上記（1）を選んだ理由

設問4 その他御意見について

ソデイカの採捕に係る委員会指示に関する 調査結果について（令和5年3月調査）

【調査対象：奄美大島海区内8漁協，回答8漁協】

Q 1 禁漁期間（現行6月～10月）について



（主な理由）

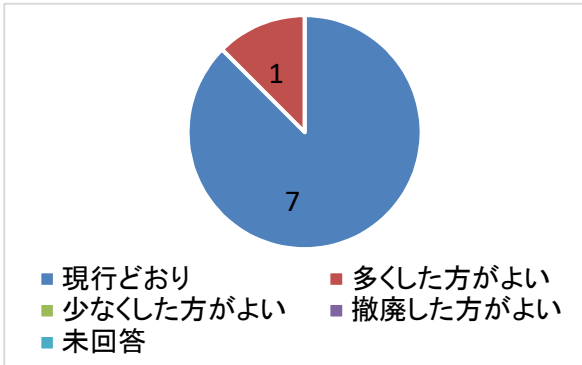
① 現行どおり

- ・ 現状で問題を感じていない。
- ・ 漁船の規模的に11、12月の操業しかできないため。
- ・ 11月を禁漁にすると、日帰り漁師などが多い奄美では小型船は厳しいと思う。
- ・ 11月の操業実績が良いので、現行漁期が良い。
- ・ 当組合における主要魚種であり、現行の禁漁期間がベスト。

② その他

- ・ 沖縄と同じ禁漁期では、小型船の多い奄美は不利になるので今の漁期を希望する意見と、漁期が限られることからできる限り長い漁期を設定してほしいので以前の7～10月の禁漁期に戻してほしい意見と、資源管理の観点から禁漁期を沖縄と同じに合わせるべきという3つの意見に分かれている。

Q 2 - 1 旗等の本数（現行50海里内30本以内）について



（主な理由）

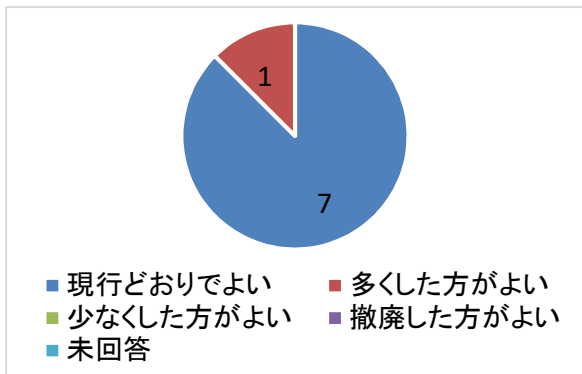
① 現行どおり

- ・ 資源管理のため。
- ・ 現状にて問題ないが、10～20本程度増やしてほしいという意見が一部ある。
- ・ 小型船の漁場確保及び沖縄漁船への操業規制等の対策が必要。

② 多くした方がよい(40本:1漁協)

- ・ 奄美大島の場合、東海域に出るには、喜界島があるため100マイル近く出なければならないから。

Q 2 - 2 旗等の本数（現行50海里超50本以内）について



（主な理由）

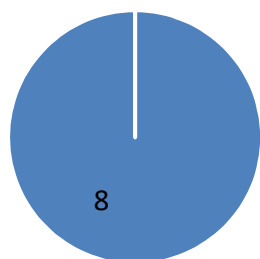
① 現行どおり

- ・ 資源管理のため。
- ・ 一人乗りでは50本が限度だと思うので、二人乗り船の旗数を見直した方がよい。
- ・ 現状にて問題ないが、10～20本程度増やしてほしいという意見が一部ある。
- ・ 現状にて問題なし。但し、沖縄の大型船が50本を超えて操業している情報がある。

② 多くした方がよい(60本:1漁協)

- ・ 二人乗り船の隻数が増え規模が大きくなっているため、本数を増やしてほしい。

Q 2 - 3 擬餌針の本数（現行はえ縄1隻350針以内）について

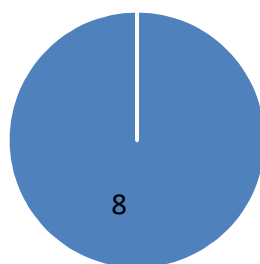


- 現行どおりでよい
- 多くした方がよい
- 少なくした方がよい
- 撤廃した方がよい
- 未回答

（主な理由）

- ① 現行どおり
 - ・ 現行どおりでよい。
 - ・ ソデイカはえ縄船は操業が難しい。

Q 3 操業区域の制限（現行はえ縄50海里内禁止）について



- 現行どおりでよい
- 広くした方がよい
- 狭くした方がよい
- 撤廃してほしい
- 未回答

（主な理由）

- ① 現行どおり
 - ・ 現行どおりでよい。

Q4 その他（自由意見）

- ・ 資源保護の観点からは、禁漁期間の延長も必要だと思われるが、（主要魚種であるため、）現行通りで操業したい。
- ・ 海区間の線引きは難しいと思うが、沖縄海区と隣接するため漁業者からの問い合わせが多く大変苦慮している。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示4第3号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年9月30日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 上 原 亀 一

（定義）

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
- (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

（採捕禁止期間）

第2 沖縄海区において、令和4年10月1日から同年11月30日まで及び令和5年6月1日から同年9月30日までの間、ソデイカを採捕してはならない。

（ソデイカはえ縄漁業の禁止）

第3 沖縄海区内におけるソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。

（ソデイカ旗流し漁業の制限）

第4 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

（試験研究等の適用除外）

第5 この指示のうち第2又は第3の規定は、次のいずれかに該当する者であって、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものが行うソデイカの採捕等については、適用しない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) その他特に必要があると認められる者

（適用除外の承認申請）

第6 第5に規定する適用除外の承認を受けようとする者は、ソデイカ採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認内容の変更）

第7 第5の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカ採捕承認内容変更申請書（第2号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の交付）

第8 委員会は、第6若しくは第7の申請に対する承認をするとき、又は第9の申請に対する再交付をするときは、ソデイカ採捕承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認証の再交付）

第9 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカ採捕承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

（制限又は条件の変更、承認の取消し又は採捕等の停止）

第10 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、承認証の制限又は条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕等を停止させることができる。

（承認証の漁船への備付け）

第11 承認を受けた者がソデイカの採捕を行う場合は、承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

(承認旗章の掲揚)

第12 承認を受けた者は、ソデイカの採捕を行う場合は、承認旗章（第5号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

(操業実績の報告)

第13 承認を受けた者は、承認期間の終了日又は採捕を廃止した日から1月以内に、ソデイカ採捕報告書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

(廃止届の提出)

第14 承認を受けた者がソデイカの採捕等を廃止したときは、ソデイカ採捕廃止届（第7号様式）に承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第15 この指示の有効期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までとする。

照 対 日 新 指 委 員 会 新 更

更 新 () 案	現 行	備 考
<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>5-1号</u></p> <p>奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年 月 日</u></p> <p style="text-align: right;">奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真</p> <p>(1 ～ 12 略)</p> <p>13 指示の有効期間 この指示の有効期間は、<u>令和5年6月1日から令和6年5月31日まで</u>とする。</p>	<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>4-1号</u></p> <p>奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p style="text-align: center;"><u>令和4年6月21日</u></p> <p style="text-align: right;">奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真</p> <p>(1 ～ 12 略)</p> <p>13 指示の有効期間 この指示の有効期間は、<u>令和4年7月1日から令和5年5月31日まで</u>とする。</p>	<p>改正理由 ・ 委員会指示が令和5年5月31日で失効することに伴う指示の更新</p> <p>・ 指示番号の改正</p> <p>・ 指示年月日の改正 (県公報登載日)</p> <p>・ 有効期間の改正</p>

ソ ノ カ 漁 業 取 扱 承 認 新 旧 対 照

更 新 () 案	現 行	備 考
<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>5-1号</u>（以下「委員会指示」という。）に基づく事務取扱いは、次によるものとする。</p> <p>（第1～第7 略）</p> <p>第8 漁獲実績の報告 操業の承認を受けた者が、奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>5-1号</u>の9に基づき提出する漁獲実績報告書は、ソデイカはえ縄漁業漁獲実績報告書（第7号様式）による。</p> <p>2 ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長が、奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>5-1号</u>の9に基づき提出する漁獲実績報告書は、ソデイカ旗流し漁業漁獲実績報告書（第8号様式）による。</p> <p>（第9 略）</p> <p>附則 この要領は、<u>令和5年6月1日</u>から施行し、<u>令和6年5月31日</u>限りでその効力を失う。</p>	<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>4-1号</u>（以下「委員会指示」という。）に基づく事務取扱いは、次によるものとする。</p> <p>（第1～第7 略）</p> <p>第8 漁獲実績の報告 操業の承認を受けた者が、奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>4-1号</u>の9に基づき提出する漁獲実績報告書は、ソデイカはえ縄漁業漁獲実績報告書（第7号様式）による。</p> <p>2 ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長が、奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>4-1号</u>の9に基づき提出する漁獲実績報告書は、ソデイカ旗流し漁業漁獲実績報告書（第8号様式）による。</p> <p>（第9 略）</p> <p>附則 この要領は、<u>令和4年7月1日</u>から施行し、<u>令和5年5月31日</u>限りでその効力を失う。</p>	<p>改正理由 ・ 委員会指示を更新することに伴う改正</p> <p>・ 指示番号の改正</p> <p>・ 指示番号の改正</p> <p>・ 指示番号の改正</p> <p>・ 指示番号及び失効日の改正</p>

漁業承継認新対 業取扱承継認新旧対 業取扱承継認新対

更 新 () 案	現 行	備 考
<p>(第1号様式)</p> <p style="text-align: center;">ソデイカはえ縄漁業承認申請書</p> <p style="text-align: center;">奄美大島海区漁業調整委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 氏 名 (名称) 所 名 日 氏 名 (名称) 印</p> <p>下記によりソデイカはえ縄漁業の承継を受けたいので、奄美大島海区漁業調整委員会 指示第5-1号により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 機業区域 (簡易な漁場図を添付すること。) 2 漁具 (擬餌針数等を記載、簡易図を添付すること。) 3 使用する漁船 <ol style="list-style-type: none"> (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 (4) 従事者数 (本人を含む) 4 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 印鑑証明書 (2) 漁船原簿謄本 (3) 組合員にあつては、その所属する漁業協同組合長の意見書 (4) 非組合員にあつては、その住所の所属する市町村長の意見書 (5) その他委員会が必要と認める書類 (非組合員にあつては事業計画書等) <p>※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする</p> <p style="text-align: center;">(第2号様式～第8号様式 略)</p>	<p>(第1号様式)</p> <p style="text-align: center;">ソデイカはえ縄漁業承認申請書</p> <p style="text-align: center;">奄美大島海区漁業調整委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 氏 名 (名称) 所 名 日 氏 名 (名称) 印</p> <p>下記によりソデイカはえ縄漁業の承継を受けたいので、奄美大島海区漁業調整委員会 指示第4-1号により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 機業区域 (簡易な漁場図を添付すること。) 2 漁具 (擬餌針数等を記載、簡易図を添付すること。) 3 使用する漁船 <ol style="list-style-type: none"> (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 (4) 従事者数 (本人を含む) 4 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 印鑑証明書 (2) 漁船原簿謄本 (3) 組合員にあつては、その所属する漁業協同組合長の意見書 (4) 非組合員にあつては、その住所の所属する市町村長の意見書 (5) その他委員会が必要と認める書類 (非組合員にあつては事業計画書等) <p>※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする</p> <p style="text-align: center;">(第2号様式～第8号様式 略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会指示番号の 変更に伴う改正

ソデイカはえの縄漁業を新規採掘金採掘取を対表照

更新案()	現行	備考
<p>1 目的 漁業秩序の維持と漁業経営の安定化を図るため、奄美大島海域におけるソデイカはえ縄漁業の承認等については、奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>5-1号</u>及びソデイカ漁業の承認取扱要領に定めるもののほか、この取扱方針によるものとする。</p> <p>(2～4 略)</p> <p>附則 この方針は、<u>令和5年6月1日</u>から施行する。</p>	<p>1 目的 漁業秩序の維持と漁業経営の安定化を図るため、奄美大島海域におけるソデイカはえ縄漁業の承認等については、奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>4-1号</u>及びソデイカ漁業の承認取扱要領に定めるもののほか、この取扱方針によるものとする。</p> <p>(2～4 略)</p> <p>附則 この方針は、<u>令和4年7月1日</u>から施行する。</p>	<p>改正理由 ・ 委員会指示を更新することに伴う改正</p> <p>・ 委員会指示番号の変更に伴う改正</p> <p>・ 施行日の改正</p>

奄美大島海区漁業調整委員会指示（案）

奄美大島海区漁業調整委員会指示第5-1号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 定義

- (1) この指示において、ソデイカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

2 操業の承認

奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」により、使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認の対象者

承認の対象となる者は、原則として鹿児島県に住所を有する者であって、委員会が特に認めた者とする。

4 操業を承認しない場合

委員会は次のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上申請した場合

5 操業期間の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業は、毎年6月1日から10月31日までは操業してはならない。

6 漁具の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) ソデイカはえ縄漁業で使用する擬餌針等の数は、1隻当たり350針以内とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- (3) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

7 操業区域の制限

ソデイカはえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。

8 承認証の漁船への備付け義務

ソデイカはえ縄漁業の操業に際しては、委員会から交付された承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

9 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長及びソデイカはえ縄漁業の承認を受けた者は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

10 遵守事項

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。

11 承認の取消し

委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことがある。

12 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」及び「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」によるものとする。

13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までとする。

ソデイカ漁業の承認取扱要領（案）

奄美大島海区漁業調整委員会指示第5-1号（以下「委員会指示」という。）に基づく事務取扱いは、次によるものとする。

第1 承認申請

ソデイカはえ縄漁業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに、ソデイカはえ縄漁業承認申請書（第1号様式）に次の書類を添付し、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 漁船原簿謄本
- (3) 組合員にあっては、その所属する漁業協同組合長の意見書
- (4) 非組合員にあっては、その住所の所属する市町村長の意見書
- (5) その他委員会が必要と認める書類（非組合員にあっては事業計画書等）

第2 承認証の交付

委員会は、ソデイカはえ縄漁業を承認したときはソデイカはえ縄漁業操業承認証（第2号様式）を交付する。

第3 承認内容の変更

操業の承認を受けた者が、承認内容を変更しようとする時は、事前にソデイカはえ縄漁業操業承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、委員会に承認を受けなければならない。

第4 承認の承継

操業の承認の承継は、次のいずれかに該当する場合に限り認めることができる。

- (1) 承認を受けた者が死亡したとき、その相続人が承継する場合。ただし、相続人が2人以上いる場合において、その協議により漁業を営む者を定めたときは、その者が承継する場合。
- (2) 承認を受けた者が当該漁業を、自らの後継者に承継させる場合。
- (3) 承認を受けた者が合併したあと、合併によって成立した者が承継する場合。

- 2 前項の規定により、当該漁業の承認を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から2箇月以内に届出なければならない。

第5 承認証の再交付

操業の承認を受けた者は承認証を亡失し又は毀損したときは遅滞なくソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

第6 廃業届の提出

操業の承認を受けた者が、ソデイカはえ縄漁業を廃止したときは、ソデイカはえ縄漁業廃業届（第5号様式）に委員会より交付された操業承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

第7 承認旗章の掲揚

操業の承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業の操業中は承認旗章（第6号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

第8 漁獲実績の報告

操業の承認を受けた者が、奄美大島海区漁業調整委員会指示第5-1号の9に基づき提出する漁獲実績報告書は、ソデイカはえ縄漁業漁獲実績報告書（第7号様式）による。

- 2 ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長が、奄美大島海区漁業調整委員会指示第5-1号の9に基づき提出する漁獲実績報告書は、ソデイカ旗流し漁業漁獲実績報告書（第8号様式）による。

第9 要領の改正

この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行し、令和6年5月31日限りでその効力を失う。

(第1号様式)

ソデイカはえ縄漁業承認申請書		令和 年 月 日
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		住所 氏名 (名称) 印
下記によりソデイカはえ縄漁業の操業の承認を受けたいので、奄美大島海区漁業調整委員会指示第5-1号により申請します。		
記		
1 操業区域 (簡易な漁場図を添付すること。)		
2 漁具 (擬餌針数等を記載, 簡易図を添付すること。)		
3 使用する漁船		
(1) 船名		
(2) 漁船登録番号		
(3) 総トン数		
(4) 従事者数 (本人を含む)		
4 添付書類		
(1) 印鑑証明書		
(2) 漁船原簿謄本		
(3) 組合員にあっては, その所属する漁業協同組合長の意見書		
(4) 非組合員にあっては, その住所の所属する市町村長の意見書		
(5) その他委員会が必要と認める書類 (非組合員にあっては事業計画書等)		

※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする

(第2号様式)

奄海委第 号
ソデイカはえ縄漁業操業承認証
1 操業区域
2 操業期間
3 使用漁船
(1) 船名
(2) 漁船登録番号
(3) 総トン数
4 承認の有効期間
令和○年○月○日から令和○年○月○日まで
5 制限又は条件
令和 年 月 日
奄美大島海区漁業調整委員会 会 長 ○ ○ ○ ○

※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする

(第3号様式)

ソデイカはえ縄漁業操業承認内容変更申請書		
令和 年 月 日		
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名 (名称)		印
下記によりソデイカはえ縄漁業操業の承認内容の変更について承認を受けたいので申請します。		
記		
1 承認番号		
2 承認年月日		
3 変更しようとする事項		
項 目	現在の承認の内容	変更しようとする内容
4 変更しようとする時期		
5 変更しようとする理由		

※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする

(第4号様式)

ソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書		
令和 年 月 日		
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名 (名称)		印
ソデイカはえ縄漁業承認証を亡失（棄損）したので、下記により再交付を申請します。		
記		
1 承認番号		
2 承認年月日		
3 亡失（棄損）の理由		

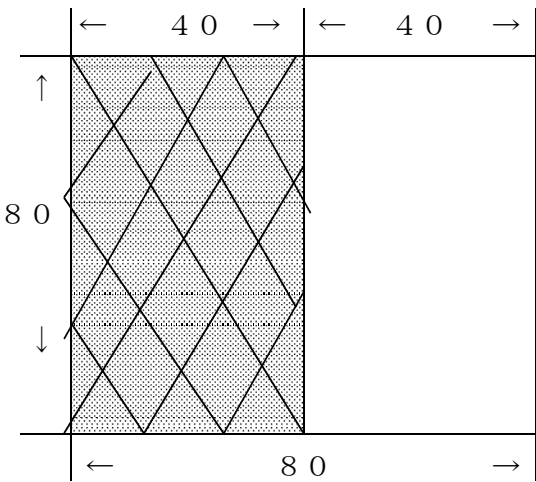
※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする

(第5号様式)

ソデイカはえ縄漁業廃業届	
令和 年 月 日	
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿	
住所 氏名 (名称)	印
下記によりソデイカはえ縄漁業を廃業したので届出ます。	
記	
1 承認番号 2 承認年月日 3 船名 4 廃業の理由 5 添付書類	
ソデイカはえ縄漁業操業承認証	

※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする

(第6号様式)

承認旗章	
	
備考	
1 網掛け部分は赤色であり、その他の部分は白である。	
2 数字は、センチメートルを示す。	

(第7号様式)

ソデイカはえ縄漁業実績報告書			
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		令和 年 月 日	
		住 所 氏 名 (名称)	印
令和〇年におけるソデイカはえ縄漁業の実績について、下記のとおり報告します。			
記			
1	承認番号		
2	承認月日		
3	漁 船 名		
4	乗組員数		
5	操業実績		
	操業年月	漁獲数量(kg)	漁獲金額(千円)
	年11月		
	12月		
	年 1 月		
	2 月		
	3 月		
	4 月		
	5 月		
	6 月		
	合 計		
注) 備考欄には主要な漁場(〇〇島東方△△マイル沖合 等)を記載すること。 上記のとおり相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 漁業協同組合長 印			

※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする

(第8号様式)

ソデイカ旗流し漁業実績報告書			
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		令和 年 月 日	
		住 所 組 合 名 代表者名	印
令和〇年におけるソデイカ旗流し漁業の実績について、下記のとおり報告します。			
記			
1	操業経営体数	経営体	
2	操 業 実 績		
	操業年月	漁獲数量(kg)	漁獲金額(千円)
	年11月		
	12月		
	年 1 月		
	2 月		
	3 月		
	4 月		
	5 月		
	6 月		
	合 計		

※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする

ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針（案）

1 目的

漁業秩序の維持と漁業経営の安定化を図るため、奄美大島海域におけるソデイカはえ縄漁業の承認等については、奄美大島海区漁業調整委員会指示第5-1号及びソデイカ漁業の承認取扱要領に定めるもののほか、この取扱方針によるものとする。

2 承認の対象者

次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 現在、当該漁業の承認を受けている者であって、申請日前1年以内に当該漁業の操業実績がある者。ただし、相当の理由があると認められる場合はこの限りでない。
- (2) 前号に掲げる者のほか、漁業振興を図るため、委員会が特に認めた者。

3 承認件数及び漁船規模

- (1) 承認件数は下記を上限とする。

ア 奄美群島内に住所を有する者	15件
イ 上記ア以外の者	5件
- (2) 使用漁船は20トン未満とする。

4 承認の優先順位

承認に当たっては、以下の者を優先する。

- (1) 申請日前1年間のソデイカはえ縄漁業の操業実績(漁獲量)の多い者
- (2) 申請日前1年間のソデイカ漁業の操業実績(漁獲量)の多い者
- (3) 申請日前1年間における、前2号以外の漁業の操業実績(漁獲量)の少ない者

附 則

この方針は、令和5年6月1日から施行する。